

はじめに

『世界人口白書』によれば2011年10月現在で世界の人口は約70億となっている。その10%にあたる7億人が国際連合(以下、国連)の世界保健機構(WHO)が発表する世界の障害者数である。身体的にまた知的、精神に障害のある人(以下、障害者)たちはいかなる時代にも、また世界中のすべての国に、そして、あらゆる社会階層に存在している。そして、その障害者を取り巻く社会環境も一様ではない。

1953年にデンマークの法律として産声をあげたノーマライゼーション^(*)の理念は、いまや世界の障害者福祉のうえで欠かすことのできない一つの考え方である。また、1981年に国連が定めた「国際障害者年」は不可視化されることの多い障害者の存在を社会に知らしめ、障害者の社会への完全参加と平等を具現化する社会づくりを提唱した。

その国際障害者年以降、ノーマライゼーションの思想は世界の障害者福祉の普遍的原理として普及し、それを基軸として各国は障害者の社会参加と平等の実現に向けて取り組んでいる。

本稿では、そのノーマライゼーションの理念に基づく障害者福祉の動きを様々な角度から検証し、それを通して今の時代に生きる我々がどのような人間観を持ち、また今後の障害者福祉の目指すべき方向性とは何かについて考えていきたい。

「障害」の表記について

2010年11月、約30年ぶりに常用漢字が見直された。常用漢字とは「日常で使う漢字の目安」となるものである。そのなか1字だけ保留扱いとなった字がある。それが「がい障がい碍」である。文化庁の文化審議会では今回の見直しにあたって、5年3カ月にわたって検討を重ねてきた。国民からの意見も募集し、その度に常用漢字に追加希望の上位に挙がっていたのが「がい障がい碍」である。その背景には「障害者」の表記を「がい障がい碍者」に変更するため、「がい障がい碍」の字の追加を求めるものであった。

そもそもわが国では、戦後に制定(1949年)された身体障害者福祉法のなかで「障害者」という表記を採用し、現在に至っている。戦前は、「がい障がい碍」という表記が一般的であったとする説もあるが、実際には明治時代の代表的総合誌『太陽』、1918年(明治7)以降の『読売新聞』、1925年(大正14)発行の『女工哀史』等では「障害」という表記になっており、戦前は「がい障がい碍」であったとする表記説は必ずしも的を得ていない。

この「障害者」という表記に関して「害」の字は「さわり、妨げ」という負のイメージがあるため、近年では一部の地方自治体で「障がいの者、障がいの児」と表記する動きがある。しかし、この表記問題については障害当事者団体のなかでも賛否両論がある。1980年代に障害当事者団体である「全国障害者自立生活連絡会」が「害」の表記について異議を唱え、「がい障がい碍者」と表記したことがこの問題の発端となっている。いっぽう、単に漢字表記に問題があるのではなく、障害者であることによって社会的に偏見、差別的処遇を被り、その結果として生活困難を強いられるその社会のあり方に問題があるという指摘もあり、その部分に人々が、社会が目を向けることが重要であるという

当事者の根強い意見も存在する。

2009年12月にわが国の障害者施策の改革を目的とする「障がい者制度改革推進本部」が内閣府に設けられ、この「障害」の表記について検討している。その結果、「障害」「がい障がい碍」「障がいの」「チャレンジド」等の改正表記案が種々出されたが、2010年11月に「様々な主体がそれぞれの考えに基づき、“障害”について様々な表記を用いており、法令等における“障害”の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難である」との結論がだされ、現在も統一表記にはなっていない。

「害」をひらがなで表記する動きは、障害者本人より、その家族や関係者が表記変更を推進している傾向がある。また、慣例的なこととして漢字熟語としての「障害者」は社会福祉制度を利用する対象者を限定する際の行政用語、それ以外で使用される際は「障害」と「者」とを分けた、「障害のある人」というのが近年の自治体等での一般的な記述となっている。

筆者は、ひらがなの「障がいの者」あるいは「がい障がい碍者」は使用せず「障害者」で記述している。また、障害者という言葉に対比して健常者という言葉も一般的に使用されている。しかし、現在の「障害」の定義からするならば、何をもって「健常者」とするのかははなはだ曖昧であるといえる。国連が定めた障害の定義からいえば、日常生活において何らかの支障、制約を受ける人も「障害者」とするならば、健常者と思っている人にも慢性疾患等で医療的ケアが必要となり、日常の生活に困難が生じている人も「障害者」の範疇に含まれる。ならば、障害者、健常者と区別することもかなり難しいのではないかと思う。

言葉は本質的な部分を表現するものである。言葉によって、人間を区分するものではないが、「障害者」「健常者」と区別することで人を差別化することもありえる。身体的、外見的特徴に着目し、その違いから「障害者」と呼んで、普通とは異なる特別な存在と思っている部分も無きにしも非ずである。「普通とは違う人」といって差別し、社会的に排除する事例も日常生活のなかには稀有なことではない。常用漢字に保留扱いとなった「がい障がい碍」の字の表記にはこうした問題が深く関係している。

[註]

(*) 障害の有無に関係なく、すべての人が当たり前に行なえる生活ができる社会が正常(ノーマル)であり、そのような社会の実現に向けて、社会的支援を必要としている人にノーマルな生活条件を提供していくこと。

[参考文献]

- ・ 内閣府 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_26/pdf/s2.pdf) 2012年1月30日閲覧
- ・ 国連人口基金(2011)『世界人口白書2011』公益財団法人ジョイセフ
- ・ 平岡公一、杉野昭博、所道彦、鎮目真人(2011)『社会福祉学』有斐閣
- ・ 内閣府(2010)『障害者白書』平成20年版
- ・ 総理府(1995)『障害者施策の基本』中央法規
- ・ 梅村雅裕(2010)「気になる」『読売新聞』8月26日朝刊